

## 平成 27 年度積算資料等の改正について

このことについて、林野庁では、森林整備保全事業設計積算要領及び森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領等の改正を行い、平成 27 年 4 月から適用することとしています。

については、高知県林業振興・環境部において例年 7 月に行っている積算資料等の改正内容の一部を、下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 改正内容

**【森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領】**

- ・調査業務費の構成費目から労務者輸送費を削除の廃止

#### 2. 適用日

平成 27 年 6 月 1 日以降に積算するもの